



1 制度の概要

この制度は、昭和44年から実施している江戸川区独自の制度です。
赤ちゃんと一緒に時間を健やかに過ごしていただくための江戸川区の取り組みです。

支給対象者	<p>以下のすべての要件を満たしている方が対象となります。 (受給決定後ア～オの要件に該当しなくなった場合は、<u>手当は消滅</u>となります)</p> <p>【 お子様が令和5年12月31日以前に生まれた方 】</p> <p>ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者とも江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります。) ウ 生活保護を受けていない方 エ 子ども子育て支援新制度の対象施設()・乳児院などに乳児を預けていない方 認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所など オ 生計中心者の対象年度の所得が所得制限限度額未満の方 (裏面【別表1】、【別表2】参照)</p> <p>【 お子様が令和6年1月1日以後に生まれた方 】</p> <p>ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者とも江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります。) ウ 生活保護を受けていない方 エ 乳児院などに乳児を預けていない方</p>
手当額	月額 13,000円
支給時期・支給方法	申請者名義の銀行口座に毎月10日にお振込みします。 *申請者名義以外の銀行口座にはお振込みできません。 *10日が土曜・日曜・祝日のときは、その前日にお振込みします。
申請期限	お子様が満1歳になる誕生日の前日までです。 *出生届・転入届提出後、お早めに申請してください。 申請が認定されれば、誕生日(または転入の届出日)の月分から手当が支給されます。 *郵送申請の場合も書類は必ず申請期限内に到着するようにお出しください。(最大で12か月分)
制度についてのお問い合わせ先	<p>乳児養育手当チャットボット 24時間365日あなたの疑問に AI(人工知能)がお答えします!</p> <p>子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03(5662)0082</p> <p>乳児チャットボット </p> <p>乳児養育手当HP </p>
申請方法	郵送での申請の場合は「江戸川区乳児養育手当申請書」と裏面の必要書類を同封してください。 【ご郵送先】 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 児童家庭課に書類が到着した日が申請日となります。(書類に不備があった場合は除く) 郵送の記録が残るように特定記録郵便などのご利用をお勧めします。 各事務所窓口での申請や電子申請も可能です。詳細は区ホームページでご確認ください。



条例改正に伴い令和6年1月1日から、お子様の誕生日によって支給要件に違いがあります。

申請の際には、上記支給対象者欄を必ず確認してください。

申請に必要なものは裏面をご覧ください。

2 必要書類

全ての必要書類が到着した日が申請日となります。
申請書類に不備がある場合、申請受付ができず、書類を返却する場合があります。書類の返却には時間がかかるため、申請期限に十分な余裕がない場合は窓口（各事務所庶務係）で申請してください。

<p>江戸川区乳児養育手当申請書 個人番号（マイナンバー）の記入が必要です お様が令和6年1月1日以後に生まれた方は、マイナンバーの記入は不要です。</p>	<p>区ホームページに書式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。 または、下記お問い合わせ先に電話で請求してください。 （区内申請者住所地へ郵送します）</p> 				
<p>申請者の身元確認書類の写し （A）又は（B） 身元確認書類一覧</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="584 344 815 472"> <p>次のうち1点 （A）</p> </td> <td data-bbox="815 344 1514 472"> <p>マイナンバーカード（下記 マイナンバー確認書類と兼ねることができます）、運転免許証、パスポート、在留カード等の写し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 472 815 564"> <p>次のうち2点 （B）</p> </td> <td data-bbox="815 472 1514 564"> <p>健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票等の写し</p> </td> </tr> </table>	<p>次のうち1点 （A）</p>	<p>マイナンバーカード（下記 マイナンバー確認書類と兼ねることができます）、運転免許証、パスポート、在留カード等の写し</p>	<p>次のうち2点 （B）</p>	<p>健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票等の写し</p>
<p>次のうち1点 （A）</p>	<p>マイナンバーカード（下記 マイナンバー確認書類と兼ねることができます）、運転免許証、パスポート、在留カード等の写し</p>				
<p>次のうち2点 （B）</p>	<p>健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票等の写し</p>				
<p>申請者のマイナンバー確認書類 お様が令和6年1月1日以後に生まれた方は、マイナンバー確認書類は不要です。</p>	<p>マイナンバーカードの写し、マイナンバーの記載のある住民票、個人番号通知カード（変更事項のないものに限る）の写し等</p>				
<p>申請者名義の銀行口座の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の通帳またはキャッシュカードの写し。 ・公金受取口座へのお支払いも可能です。 <p>公金受取口座への支払いを希望する場合は、申請書にその旨記載し、マイナンバー確認書類の写しを添付してください。その場合、口座確認書類の写しと口座情報の記入は不要です。</p>				

お様が令和5年12月31日以前に生まれた方は、場合によって以下の書類が必要です。

<p>海外から転入の方 戸籍の附票原本（日本国籍の方） パスポートの写し（外国籍の方） 課税基準日【別表2】に日本国外に居住していた方のみ 申請者だけでなく、配偶者分も必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍で、「課税基準日」に日本国内に住民票がなかった方は、基準日以降に帰国したことの記載がある「戸籍の附票」を提出してください。 * 戸籍の附票は本籍地がある自治体で取得できます。 ・外国籍で、「課税基準日」に日本国内に住民票がなかった方は、基準日以降に入国したことの記載がある「パスポート」の写しを提出してください。 * ご本人確認ができるページ及び課税基準日に日本国内にいなかったことが分かる出入国の押印があるページの写しが必要です。
---	--

【別表1 所得制限限度額】

扶養人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人	782万円
5人目以降	1人増えるごとに 38万円を加算

- * 所得制限限度額は、生計中心者1人の所得で判定します。（夫婦合算ではありません。）
- * 所得制限限度額には社会保険料控除相当額として8万円を加算しています。
- * 各種控除額（医療費控除、障害者控除等）を総所得額から差し引くことができます。
- * 扶養人数とは、判定に必要な所得年度の「税法上の扶養人数」です。
- * ご自身の所得の確認方法については、区ホームページから「乳児養育手当」の項をご覧ください。
- * **R6.1.1 以後に生まれたお子様の申請時には、所得による制限はありません。**

【別表2：所得判定年度】

乳児の誕生月	所得判定年度	課税基準日
令和5年6月～令和5年12月	令和5年度（令和4年中の所得で判定）	令和5年1月1日

R5.12.31以前に生まれたお子様の申請書には、申請者と配偶者の課税基準日現在の課税自治体（住民票のあった市区町村）をご記入いただきます。ご記入いただいた内容に誤りがあった場合は、手当の認定にお時間をいただく場合があります。不備なくご記入いただきますようご協力をお願いします。審査には1～3か月を要します。審査の結果は1～3か月後に到着する通知でご確認ください。通知書発送後対象者にはお振込みを開始します。

乳児養育手当 HP

乳児チャットボット

制度についてのお問い合わせ先

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03-5662-0082

乳児養育手当について、もう少し詳しくお知りになりたい方は

児童手当の申請もお忘れなく

